

京都市消防局訓令乙第11号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防広報規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

第9条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「集団防火指導」を「防火指導」に改める。

第12条第2項中「市政広報印刷物登録済証の交付を受けるとともに、印刷媒体には」を削り、「印刷番号等必要事項」を「印刷番号」に改める。

第14条を削る。

第15条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「、不満」を「及び不満」に改め、同項第4号中「、指導」を削り、同条第4項中「とらえた」を「捉えた」に改め、同条を第14条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)